

## 国民健康保険における出産被保険者の産前産後の保険料軽減措置について

### 1. 経過

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、令和6年1月1日から国民健康保険の出産被保険者に係る産前産後期間の保険料が減額される措置が講じられるため、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

### 2. 内容

出産予定の国民健康保険被保険者の出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月の産前産後期間（4ヶ月）の所得割及び均等割相当額を減額します。多胎妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の3か月前からの6ヶ月相当分を減額します。

①対象者：令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者  
（妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象）

※死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む

②受付期間：出産予定日の6ヶ月前から届出が可能（出産後の届出も可）

(参考)

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
・単胎の場合			予定月			
・多胎の場合			予定月			

### 3. 施行期日

令和6年1月1日

※令和5年度においては、令和6年1月以降の期間分の保険料を減額します。

### 4. 本町への影響

- ・対象見込数：約30人（年間）
- ・影響額：約80万円（一人当たり約27,000円の減額）
- ・負担割合：国1/2、府1/4、町1/4

### 5. 今後の予定

- ・国民健康保険条例の改正（改正条例を12月定例会に上程予定）
- ・システム改修を令和5年12月末までに完了予定